

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件

○こども家庭庁告示第四号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

こども家庭庁長官 渡辺 由美子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇十六 略」

十七 基礎分 当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に
応じた勤務条件の策定等を行った場合に、次の表の上欄に掲げる
当該施設等における職員一人当たりの平均経年数の区分に応じ、
それぞれ同表の下欄に掲げる割合をいう。

〔表 略〕

十八 賃金改善分 当該施設等において賃金改善の実施計画の策定等
を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たり
の平均経年数の区分に応じて加算されるものとして下欄に掲げる
割合及び別表第二又は別表第三に規定する割合を合わせたものをい
う。

〔表 略〕

十九 削除

二十 加算率 当該施設等における職員一人当たりの平均経年数の
区分及び別表第二又は別表第三に規定する割合に応じ、当該施設等
に該当する基礎分及び賃金改善分を合わせたものをいう。

改正前

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇十六 同上」

十七 基礎分 次の表の上欄に掲げる当該施設等における職員一人当
たりの平均経年数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割
合をいう。

〔表 同上〕

十八 賃金改善要件分 当該施設等において賃金改善の実施計画の策
定等を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当
たりの平均経年数の区分に応じ、基礎分に加算されるものとして
下欄に掲げる割合をいう。

〔表 同上〕

十九 キャリアパス要件分 当該施設等において職員の職位、職責又
は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行わなかった場合に賃金
改善要件分から減じる二パーセントの割合をいう。

二十 加算率 当該施設等における職員一人当たりの平均経年数の
区分に応じ、当該施設等に該当する基礎分、賃金改善要件分及びキ
ャリアパス要件分を合わせたものをいう。

二十一 処遇改善等加算 当該施設等における職員の平均経験年数及び賃金改善の取組を踏まえた加算率により加算されるもの（別表第二及び別表第三において「区分一及び区分二」という。）並びに当該施設等において技能及び経験を有する職員について追加的な賃金改善を行う場合に加算されるもの（別表第二及び別表第三において「区分三」という。）をいう。

〔二十二～二十三の二 略〕

二十三の三 一歳児配置改善加算 職場環境改善を進めている当該施設等において、一歳児五人につき、保育士等を一人配置する場合に加算されるものをいう。

〔二十四～三十五の四 略〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

三十六 冷暖房費加算 当該施設等において、次に掲げる当該施設等の所在する地域の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。

〔イホ 略〕

〔三十七～六十五 略〕

（施設型給付費に関する経過措置）

二十一 処遇改善等加算Ⅰ 当該施設等における職員の平均経験年数並びに賃金改善及びキャリアアップの取組を踏まえた加算率を基に各区分に応じ算出し、加算されるものをいう。

〔二十二～二十三の二 同上〕

〔号を加える。〕

〔二十四～三十五の四 同上〕

三十五の五 処遇改善等加算Ⅱ 当該施設等において、技能及び経験を有する職員について追加的な賃金改善を行う場合に加算されるものをいう。

三十五の六 処遇改善等加算Ⅲ 当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に加算されるものをいう。

三十六 冷暖房費加算 当該施設等において、当該施設等の所在する地域（次のイからホまでに掲げる地域）の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。

〔イホ 同上〕

〔三十七～六十五 同上〕

（施設型給付費に関する経過措置）

第十条 法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十を乗じた額とする。

(特例施設型給付費に関する経過措置)

第十一条 法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十を乗じた額とする。

2 法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百四十を乗じて得た額とする。

(特例地域型保育給付費に関する経過措置)

第十二条 法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百四十を乗じて得た額とする。

2 法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による額に千分の七百四十を乗じて得た額とする。

(教育・保育給付認定保護者の負担上限額の算定に関する基準)

第十七条 子ども・子育て支援法施行令第四条第二項(同令第五条第二項、第九条、第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費

第十条 法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十九を乗じた額とする。

(特例施設型給付費に関する経過措置)

第十一条 法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十九を乗じた額とする。

2 法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百四十九を乗じて得た額とする。

(特例地域型保育給付費に関する経過措置)

第十二条 法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百四十九を乗じて得た額とする。

2 法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による額に千分の七百四十九を乗じて得た額とする。

(教育・保育給付認定保護者の負担上限額の算定に関する基準)

第十七条 子ども・子育て支援法施行令第四条第二項(同令第五条第二項、第九条、第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費

用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算、外部監査費加算、副食費徴収免除加算、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算（居宅訪問型保育事業を除く。）、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、高齢者等活躍促進加算及び障害児保育加算が適用される場合の額を減じた額とする。

用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算Ⅰ、外部監査費加算、副食費徴収免除加算、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算（居宅訪問型保育事業を除く。）、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、高齢者等活躍促進加算及び障害児保育加算が適用される場合の額を減じた額とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規程の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を子ども家庭庁成育局に備え置いて縦覧に供するとともに、子ども家庭庁のホームページ (<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/Law/Law>) により公表する。〕

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和七年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 この告示の適用の日前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

（キャリアパス要件の特例）

第三条 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における処遇改善等加算の算定に係る第一条第十七号及び第十九号から第二十一号までの規定の適用については、同条第十七号中「当該施設等にお

いて職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行った場合に、次の表の」とあるのは「次の表の」と、同条第十九号中「削除」とあるのは「キャリアパス要件分 当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行わなかった場合に賃金改善分から減じる二パーセントの割合をいう。」と、同条第二十号中「基礎分及び賃金改善分」とあるのは「基礎分、賃金改善分及びキャリアパス要件分」と、同条第二十一号中「平均経験年数及び賃金改善」とあるのは「平均経験年数並びに賃金改善及びキャリアアップ」とする。

（冷暖房費加算の特例）

第四条 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における冷暖房費加算の算定に用いる地域の区分については、第一条第三十六号イからホまでの規定にかかわらず、次の地域の区分によるものとする。

- 一 一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。）
- 二 二級地（寒冷地手当法別表に規定する二級地をいう。）

- 三 三級地（寒冷地手当法別表に規定する三級地をいう。）
- 四 四級地（寒冷地手当法別表に規定する四級地をいう。）
- 五 激変緩和地域（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。以下この五において「改正法」という。）による改正前の寒冷地手当法別表に規定する四級地に該当する地域であつて、改正法による改正後の寒冷地手当法に掲げる地域以外のものをいう。）
- 六 その他地域（前各号に掲げる地域以外の地域をいう。）